

資料

(指定都市と道府県との関係における
税制度のあり方について)

平成25年6月20日(木)
横浜市財政局

指定都市と道府県との関係における税制度のあり方について(課税自主権の活用)

1. 課題・背景

- 指定都市は、事務配分の特例により道府県から事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であるという課題認識を持っている。
- こうした課題に対応する一つの税制案として、課税自主権を活用して税源移譲を行う方法について検討する。

2. 具体的な税制案

- 市税として課する税目の税率を上げ、県税として課する税目の税率を引き下げることにより、税制上の措置不足額に充当する。例えば、市民税の超過課税と、県民税の不均一課税を併せて行う(資料4頁)。

3. 論点

- 個人住民税を例とした場合、こうした課税自主権の活用(超過課税+不均一課税)は、現行法において可能か。

【参考】地方税法(抜粋)

第1条第1項

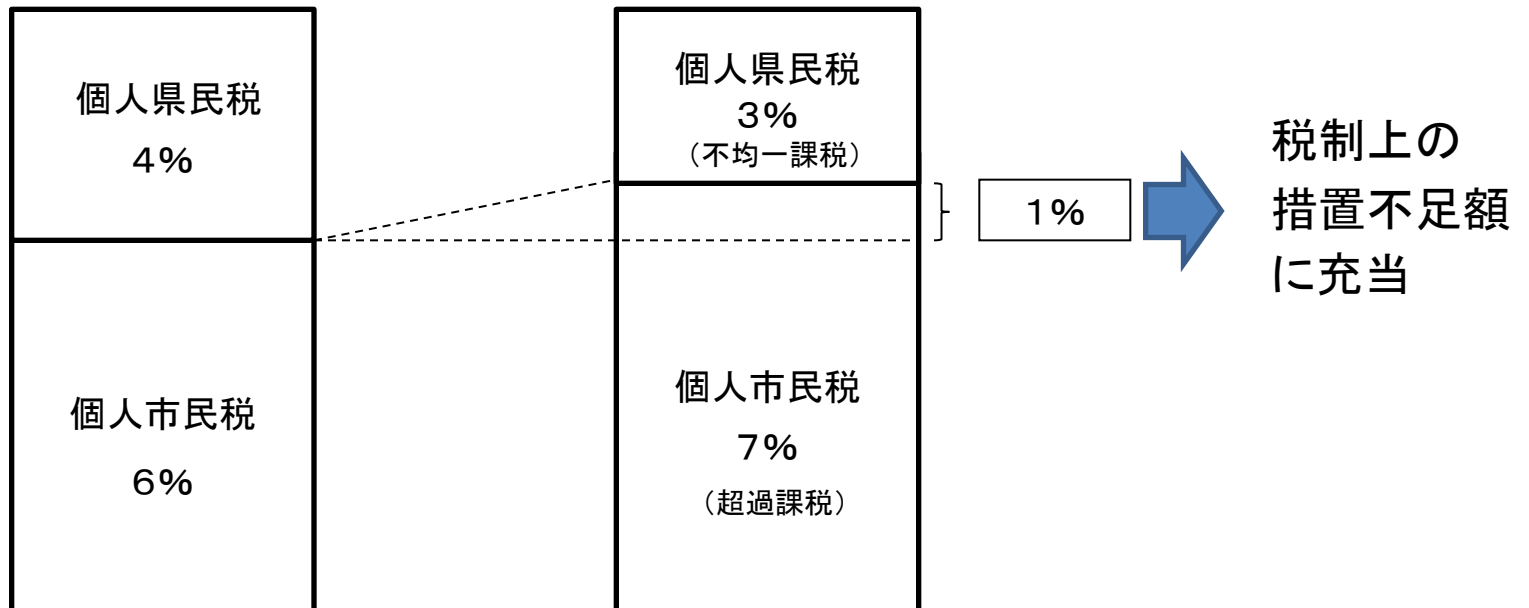
五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

第6条第2項

地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

課税自主権の活用例

例) 個人市民税所得割6%を引上げ + 個人県民税所得割4%を引下げ



指定都市への事務の移譲に伴う財政措置のあり方の検討について

<中間報告(平成24年12月20日)で示された考え方>

第2 現行制度の見直し

1. 指定都市制度

(2) 具体的な方策

①「二重行政」の解消を図るための見直し

(事務移譲及び税財源の配分)

都道府県から指定都市に移譲する事務としては、都市計画と農地等の土地利用の分野や、福祉、医療分野、教育等の対人サービスの分野を中心として検討すべきである。

その際、少なくとも、県費負担教職員の給与負担や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定など、既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務は移譲することを基本として検討を進めるべきである。

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分(税源移譲や税交付金など)も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。

<義務付け・枠付けの第4次見直しについて(抄)(平成25年3月12日閣議決定)>

[文部科学省]

〔基礎自治体への権限移譲〕

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31 法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33 法116)、市町村立学校職員給与負担法(昭23 法135)

- ・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

一般財源に占める地方税等収入の割合(H23決算)

地方財政全体

〔 一般財源
約61兆3,122億円 〕

地方税等 59.3%	地方交付税等 40.7%
------------	--------------

指定都市 計

〔 一般財源
約6兆8,824億円 〕

地方税等 79.0%				地方消費税交付金 4.1%	地方交付税等 21.0%
個人市民税 22.9%	固定資産税 29.3%	法人市民税 7.7%	／	その他 15.0%	

指定都市所在 道府県 計

〔 一般財源
約14兆6,592億円 〕

地方税等 57.9%				地方交付税等 42.1%	
個人道府県民税 18.0%	地方消費税 9.6%	法人二税 10.4%	その他 19.8%		

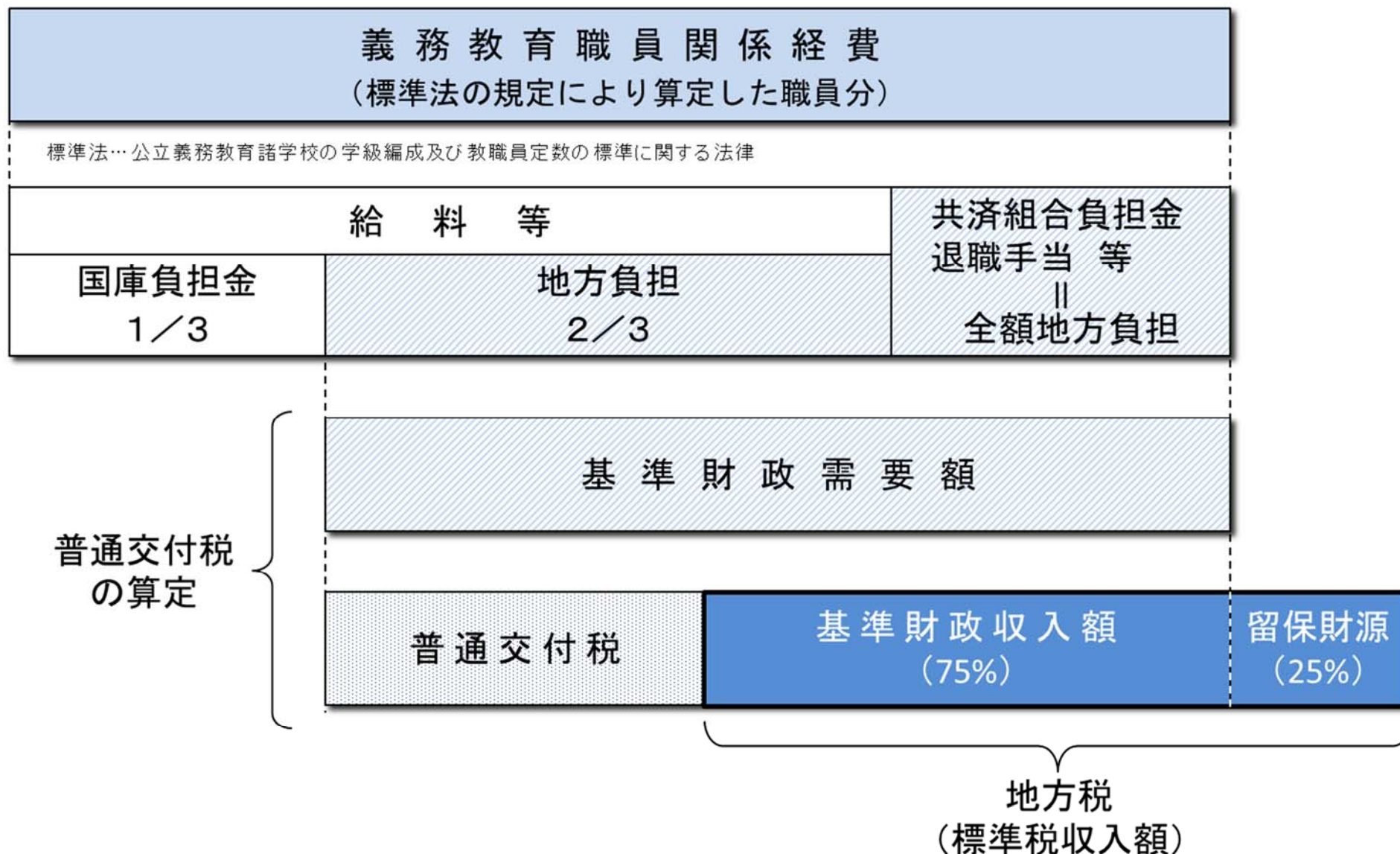
※ 地方税等：地方税、地方譲与税、税交付金

※ 地方交付税等：地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債

※ 熊本市(平成24年4月1日より指定都市に移行)は指定都市として扱っている。

義務教育職員関係経費に対する財源措置の現状（イメージ）

※ 下図は、地方財政計画に計上されている標準的な経費に関する概念図であり、実際には、このほかにも国庫負担対象外の道府県の単独加配職員の配置経費等がある。



検 討 の 視 点

- 都道府県から指定都市への事務の移譲に伴って指定都市に新たに生じる財政負担（及び関係道府県の財政負担の軽減）については、適切な財政措置を講じることが必要。
- 現行制度においては、指定都市の事務配分の特例に伴う歳出については、原則として交付税の基準財政需要額の割増しにより対応しているが、県費負担教職員の給与負担等のまとまった財政負担が生じる場合には、交付税のみならず、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討することが必要。
- このため、指定都市に税源を配分する方法として、① 税源移譲、② 税交付金、③ 交付金の3つのパターンについて検討。
 - ① 税源移譲：指定都市についてのみ道府県税の一部を市町村税に移譲
 - ② 税交付金：道府県税について、その税源の一部を税交付金として指定都市に交付
 - ③ 交付金：個別の指定都市ごとの所要財源について道府県から指定都市に交付金を交付
- いずれにしても、法律上指定都市に歳出を義務づけること、また、税源の偏在がある中で個別の団体により新たに生じる財政負担が異なるため、交付税による財源保障及び財源調整を行うことが不可欠。
- 税源移譲・税交付金により手当てする場合、次の点についての検討が必要。また、これらについては、指定都市と関係道府県においても十分な協議を行い合意形成を図ったうえで、具体的な財政措置を検討することが必要。
 - ・ どの程度の金額を税源移譲・税交付金により手当てするか。
 - ※ 地方団体の所要一般財源は、地方税のみならず交付税等を適切に組み合わせて措置されていることを考慮することが必要。
 - ・ どの税目で手当てするか。
 - ・ 交付税の算定をどうするか。
 - ※ 留保財源（税収のうち地方交付税の算定上基準財政収入額に算入されない部分で税収の25%相当）の取扱いについても留意が必要。

(1) 税源移譲による対応

【考え方】

- 指定都市についてのみ、道府県税（特に市町村税と課税標準が同様のもの）の一部を市町村税に移譲する。

＜具体的イメージ＞ 道府県税のうち仮に半分を指定都市に移譲する場合。

（例１）住民税所得割の移譲

道府県民税４％、市民税６％ → 指定都市の区域に住所を有する住民は道府県民税２％、市民税８％

（例２）住民税法人税割の移譲

道府県民税５％、市民税１２．３％ → 指定都市の区域に事務所・事業所を有する法人は道府県民税２．５％、市民税１４．８％

【論点】

- 道府県民税（所得割、法人税割）について、同等の租税負担能力を有する住民が、道府県から受ける行政サービスが異なることによって、同じ道府県内であっても住んでいる場所により税率が異なる結果になることをどう考えるか。
- 道府県民税（所得割、法人税割）を指定都市に移譲する場合、「地域社会の会費」という住民税の性格との関係についてどう考えるか。
- 全国一定の率で税源移譲を行う場合、各指定都市の経済力等の差を反映して、団体によって地方税で措置される割合が異なることをどう考えるか。
- 安定性のある住民税所得割や伸張性のある住民税法人税割についての税源移譲を行うことにより、指定都市や関係道府県の税収構造の安定性や伸張性が変化することになることをどう考えるか。

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算 【(例1)住民税所得割の税源移譲の場合】

(億円)

指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※	平成24年度課税データ (所得割)		【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響		
		市町村民税 6%	道府県民税 4%	道府県民税所得割 2%相当額	2%相当額を移譲した場合	
					過不足額	税により 措置される割合
A	B	C	D	C÷2	E D-A	F D÷A
札幌市	499	889	593	296	▲ 203	59.4%
仙台市	309	515	343	172	▲ 138	55.5%
さいたま市	322	845	563	282	▲ 41	87.3%
千葉市	277	614	409	205	▲ 72	73.9%
横浜市	981	2,771	1,858	929	▲ 52	94.7%
川崎市	361	1,095	734	367	7	101.8%
相模原市	202	418	281	140	▲ 62	69.3%
新潟市	245	376	251	125	▲ 119	51.2%
静岡市	196	393	262	131	▲ 65	66.7%
浜松市	246	434	289	145	▲ 102	58.7%
名古屋市	611	1,441	1,011	505	▲ 106	82.7%
京都市	410	763	508	254	▲ 156	62.0%
大阪市	733	1,285	857	428	▲ 304	58.4%
堺市	264	411	274	137	▲ 127	51.9%
神戸市	440	876	584	292	▲ 147	66.5%
岡山市	218	353	235	118	▲ 100	54.0%
広島市	330	660	440	220	▲ 110	66.7%
北九州市	286	438	292	146	▲ 140	51.0%
福岡市	396	807	538	269	▲ 127	68.0%
熊本市	239	328	218	109	▲ 130	45.6%
政令市計	7,565	15,712	10,540	5,270	▲ 2,295	69.7%

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算 【(例2)住民税法人税割の税源移譲の場合】

(億円)

指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※	平成23年度 市町村民税 法人税割 12.3%	道府県民税 法人税割相当額 5%	【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響		
				道府県民税法人税割 2.5%相当額	2.5%相当額を移譲した場合	
					過不足額	税により 措置される割合
A	B	C $B \div 12.3 \times 5$	D $C \div 2$	E $D - A$	F $D \div A$	
札幌市	499	176	71	36	▲ 463	7.2%
仙台市	309	170	69	34	▲ 275	11.1%
さいたま市	322	182	74	37	▲ 286	11.5%
千葉市	277	138	56	28	▲ 249	10.1%
横浜市	981	445	181	91	▲ 890	9.2%
川崎市	361	164	67	33	▲ 327	9.2%
相模原市	202	44	18	9	▲ 193	4.4%
新潟市	245	86	35	18	▲ 227	7.2%
静岡市	196	86	35	17	▲ 179	8.9%
浜松市	246	76	31	16	▲ 231	6.3%
名古屋市	611	468	190	95	▲ 516	15.6%
京都市	410	235	96	48	▲ 362	11.7%
大阪市	733	986	401	201	▲ 532	27.4%
堺市	264	80	33	16	▲ 247	6.2%
神戸市	440	220	89	45	▲ 395	10.2%
岡山市	218	88	36	18	▲ 200	8.3%
広島市	330	170	69	34	▲ 295	10.5%
北九州市	286	89	36	18	▲ 268	6.3%
福岡市	396	289	117	59	▲ 337	14.8%
熊本市	239	67	27	14	▲ 226	5.7%
政令市計	7,565	4,258	1,731	866	▲ 6,699	11.4%

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

(2) 税交付金による対応

【考え方】

- 道府県税について、その税源の一部を、税交付金として指定都市に交付する。

(参考) 軽油引取税交付金や自動車取得税交付金は、区域内の一般国道等に相当する部分を加算して指定都市に交付。
(指定都市が、道府県の事務である一般国道等の管理を行っていること等を踏まえたもの。)

＜具体的イメージ＞ 仮に、当該指定都市の区域からの当該税目の税収入に応じて、道府県税のうち半分を指定都市に交付する場合。

- (例1) 指定都市に係る地方消費税交付金の加算(道府県の地方消費税収入のうち指定都市区域内相当分の50%を加算)
- (例2) 道府県民税所得割を税交付金として交付(指定都市区域内の道府県民税所得割4%のうち2%を交付)
- (例3) 道府県民税法人税割を税交付金として交付(指定都市区域内の道府県民税法人税割5%のうち2.5%を交付)

【論点】

- 全国一定の率により税交付金を交付する場合、各指定都市の経済力等の差を反映して、団体によって税交付金で措置される割合が異なることをどう考えるか。
- 安定性のある地方消費税・住民税所得割や伸張性のある住民税法人税割について税交付金を交付することにより、指定都市や関係道府県の収入構造の安定性や伸張性が変化することになることをどう考えるか。
- 地方消費税により対応する場合、引上げ分を社会保障財源化することとの関係をどう考えるか。
- 道府県税の税率について、同じ道府県内で住所によって差を生じさせないようにするためには、税交付金が望ましいとの考え方がある一方で、住民税所得割や住民税法人税割など同一の課税標準に対して市町村も課税している税目については、新たな税交付金を設けるより税源移譲の方が望ましいとの考え方もあるか。
- 税交付金の加算措置で対応する場合、現行の税交付金に関する交付基準の考え方との整理をどう考えるか。

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算 【(例1) 地方消費税交付金の場合】

(億円)

都道府県	指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※ A	平成23年度課税データ		【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響		
			指定都市分 地方消費税 交付金 B	県分地方消費税 (市町村交付金除き) C	指定都市分 地方消費税交付金 50%相当額 D B÷2	50%相当額を交付した場合	
						過不足額 E D-A	税交付金により 措置される割合 F D÷A
北海道	札幌市	499	198	567	99	▲ 400	19.8%
宮城県	仙台市	309	111	226	55	▲ 254	17.9%
埼玉県	さいたま市	322	107	592	53	▲ 269	16.5%
千葉県	千葉市	277	91	552	46	▲ 231	16.5%
神奈川県	横浜市	981	335	821	168	▲ 813	17.1%
	川崎市	361	123		61	▲ 299	17.0%
	相模原市	202	62		31	▲ 171	15.4%
新潟県	新潟市	245	79	233	40	▲ 205	16.2%
静岡県	静岡市	196	75	387	38	▲ 159	19.2%
	浜松市	246	82		41	▲ 205	16.6%
愛知県	名古屋市	611	268	785	134	▲ 477	22.0%
京都府	京都市	410	159	268	80	▲ 330	19.4%
大阪府	大阪市	733	372	941	186	▲ 547	25.4%
	堺市	264	76		38	▲ 226	14.4%
兵庫県	神戸市	440	151	515	75	▲ 364	17.1%
岡山県	岡山市	218	68	182	34	▲ 184	15.6%
広島県	広島市	330	118	286	59	▲ 271	17.9%
福岡県	北九州市	286	99	504	49	▲ 236	17.3%
	福岡市	396	164		82	▲ 314	20.7%
熊本県	熊本市	239	72	173	36	▲ 203	15.1%
政令市計		7,565	2,809	7,034	1,405	▲ 6,160	18.6%

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算 【(例2)住民税所得割交付金の場合】

(億円)

指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※	平成24年度課税データ (所得割)		【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響		
		市町村民税 6%	道府県民税 4%	道府県民税所得割 2%相当額	2%相当額を交付した場合	
					過不足額	税交付金により 措置される割合
A	B	C	D	C÷2	E D-A	F D÷A
札幌市	499	889	593	296	▲ 203	59.4%
仙台市	309	515	343	172	▲ 138	55.5%
さいたま市	322	845	563	282	▲ 41	87.3%
千葉市	277	614	409	205	▲ 72	73.9%
横浜市	981	2,771	1,858	929	▲ 52	94.7%
川崎市	361	1,095	734	367	7	101.8%
相模原市	202	418	281	140	▲ 62	69.3%
新潟市	245	376	251	125	▲ 119	51.2%
静岡市	196	393	262	131	▲ 65	66.7%
浜松市	246	434	289	145	▲ 102	58.7%
名古屋市	611	1,441	1,011	505	▲ 106	82.7%
京都市	410	763	508	254	▲ 156	62.0%
大阪市	733	1,285	857	428	▲ 304	58.4%
堺市	264	411	274	137	▲ 127	51.9%
神戸市	440	876	584	292	▲ 147	66.5%
岡山市	218	353	235	118	▲ 100	54.0%
広島市	330	660	440	220	▲ 110	66.7%
北九州市	286	438	292	146	▲ 140	51.0%
福岡市	396	807	538	269	▲ 127	68.0%
熊本市	239	328	218	109	▲ 130	45.6%
政令市計	7,565	15,712	10,540	5,270	▲ 2,295	69.7%

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う税源配分影響額の試算【(例3)住民税法人税割交付金の場合】

(億円)

指定都市	平成24年度 県費負担教職員分 指定都市需要額※	平成23年度 市町村民税 法人税割 12.3%	道府県民税 法人税割相当額 5%	【試算】県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲に伴う影響		
				道府県民税法人税割 2.5%相当額	2.5%相当額を交付した場合	
					過不足額	税交付金により 措置される割合
	A	B	C B÷12.3×5	D C÷2	E D－A	F D÷A
札幌市	499	176	71	36	▲ 463	7.2%
仙台市	309	170	69	34	▲ 275	11.1%
さいたま市	322	182	74	37	▲ 286	11.5%
千葉市	277	138	56	28	▲ 249	10.1%
横浜市	981	445	181	91	▲ 890	9.2%
川崎市	361	164	67	33	▲ 327	9.2%
相模原市	202	44	18	9	▲ 193	4.4%
新潟市	245	86	35	18	▲ 227	7.2%
静岡市	196	86	35	17	▲ 179	8.9%
浜松市	246	76	31	16	▲ 231	6.3%
名古屋市	611	468	190	95	▲ 516	15.6%
京都市	410	235	96	48	▲ 362	11.7%
大阪市	733	986	401	201	▲ 532	27.4%
堺市	264	80	33	16	▲ 247	6.2%
神戸市	440	220	89	45	▲ 395	10.2%
岡山市	218	88	36	18	▲ 200	8.3%
広島市	330	170	69	34	▲ 295	10.5%
北九州市	286	89	36	18	▲ 268	6.3%
福岡市	396	289	117	59	▲ 337	14.8%
熊本市	239	67	27	14	▲ 226	5.7%
政令市計	7,565	4,258	1,731	866	▲ 6,699	11.4%

※ 県費負担教職員分政令市需要額＝都道府県基準財政需要額(小学校費・中学校費)×指定都市教職員／都道府県教職員
(標準法の規定により算定した教職員分のみであり、単独分は含まない)

(3) 交付金による対応

【考え方】

- 法律上の制度として、個別の指定都市ごとの移譲事務に係る所要財源について、道府県から指定都市に交付金を交付する。

(参考) 条例による事務処理の特例の事務に要する経費については、各都道府県において交付金等により財源措置。

<具体的なイメージ>

- 個別の指定都市ごとの移譲事務に係る所要財源を見積もった上で、その全額について道府県から指定都市に交付金を交付。
- この場合、移譲された事務に係る財源の相当額を、道府県の基準財政需要額において措置。

【論点】

- 指定都市所在道府県に対して、特定の事務の財政需要についてのみ交付金の交付を義務づけることをどう考えるか（現行の指定都市の事務配分の特例に伴う歳出も含めて交付金の対象とするべきか。）。
- この場合、中核市や特例市に対しても、同様の制度を創設する必要があるか。

大 都 市 財 政 の 実 態 に 即 応 す る 財 源 の 拡 充 に つ い て の 要 望

(平成 24 年度)

指 定 都 市

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務（以下「大都市特例事務」という。）について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- ★ その負担は「道府県への納税」

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | | |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成23年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3, 538億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2, 132億円

税制上の
措置不足額

1, 406億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8, 200億円 など
(平成21年度決算をもとに推計)